

# 中央大学会計人会会報

発行所 中央大学会計人会

〒115-0045 東京都北区赤羽1丁目52番1-501号田口ビル

税理士法人 石亀総合会計事務所

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 石亀邦俊



## 大学での税法講義の経験から感じたこと

中央大学会計人会副会長 平川 茂  
税理士法人平川会計パートナーズ 代表社員

### 1. 大学生の税法に関する認識について

平成31年度までの20年ほどの期間、中央大学商学部と大学院の商学研究科で非常勤講師として税法の講義を受け持っていました。学部では「相続税法」、大学院では「法人税法」を担当していました。今となってみるとその経験はかけがえのないものだった気がします。

私は学者ではなく実務家なので、税実務の現場における事例や納税者の税に関する認識等を授業の中で伝えることで、税に対する興味を覚醒させ、関心をもった部分だけでも深く掘り下げて自分なりの考察をしてもらいたいという気持ちで講義をしていました。また、自分も大学時代の気持ちに戻って、学生時代にしか出来ない学習や研究とは何か、税理士試験

の受験勉強で足りない部分は何かを考え、自身の研鑽にも努めることができました。

しかし、学生にしてみると税にふれる機会や納税経験も少ないともあり、身近に税の存在を感じたことないのが実態で、唯一の関心は消費税の増税における負担増を訴える程度でした。私が受け持つ、相続税や法人税にはほとんど知識も関心もない生徒が大半であるのも事実でした。そのため、まずは税とは何か、国の予算や財政状態等も理解した上で、税の機能や役割、課税客体に対する考え方や時代に対する認識も持つてもらいたいと思っておりました。また、税理士や会計士を志望する学生もいましたが、まだ簿記や財務諸表論を勉強している程度であったため、税法に関する受験勉強を始める前に違う視点で税に触れて

もらい、その奥深かさを感じてもらいたいと思っていました。そこで、学生に興味を持ってもらうために、様々な工夫をしましたので、それを少し紹介し、その中から学生から学んだこと等をご紹介したいと思います。さらに私の雑観的な私見で恐縮ですが、日本の租税教育の見直しの必要性についても考えたいと思っています。

## 2. 税に興味持つために行つた工夫について

相続税の授業では、身近に感じられる事例をベースに相続税の負担感を実感してもらおうと思いました。例えば、渋谷のセンター街にある10坪のタバコ屋を経営するおばあちゃんに相続が発生した場合に、相続税の納税額がどのくらいになって、それを納税する方法としてどのような方法があるのか、という事例や、東京近郊で先祖代々農家を営んでいた田畠を宅地化してアパートを建築したり、事業用地として貸したりする理由の一つに相続税の節税行動があること、将来の相続税の納税に備えて納税資金を蓄える必要があることなどを理解するために、架空の事例をもとに相続税の税額計算をしたり、納税方法を考えもらったりしました。

一方、相続税の課税割合は6%

程度しかなく、実際には限られた資産家のみが負担する富裕税であることから、その存在意義について国際的に相続税を持たない国との比較やその理由を仮説的に検討してもらうことも行いました。その上で、日本において相続税が必要なのか、相続税を廃止した場合にどのような問題が発生するのか、という議論ももらいました。

また、国の一般会計の収支からみて、相続税が全体の税収に占める割合は4%弱で、酒税とタバコ税の合計額を下回ることなどから、徴収にかかるコストの違いや仮に相続税を廃止する代わりに消費税やその他の税金を増税した場合の影響等についても議論してもらいました。

法人税については、実際に自分で会社を経営した場合に税金をコストとしてとらえた上で、企業利益をどのように確保するか、企業利益と課税所得との違いによって実際の税率はどのくらいになるのか等を理解したり、さらには費用として支払う給与にかかる所得税と法人税の課税方法や税率の違いを認識して、経営者が受け取る役員給与を自分で決めてもらい、会社の経営や自身の家計やライフプランに与える影響を検討してもらったりしました。また、法人が

直接または間接に負担する税金として、法人税だけではなく、所得税や消費税、法人の株式の移転にかかる相続税や贈与税を総合的に認識し、法人税の存在価値を議論してもらったりもしました。その上で、国際的な法人税の引き下げ競争に対し、日本はどう対応すべきか、ということについても考えてもらいました。

このように、自分が大学生に戻ったならば、関心を持つこと、深く考えてみたいと思うことをテーマとして、自分で答え（仮説）を導き出す学習（考察）をしてもらいたいと思って、カリキュラムを組み立てていました。その結果、授業が始まったころには、一番後ろの席で携帯電話をいじっていた学生が、授業を重ねると一番前の席でキラキラした目で授業を聞くようになり、最後の授業では「先生の講義で税理士の仕事に興味を持った」と言ってくれた時には、嬉しくて涙が出ました。

### 3. 大学生の素朴な疑問や意見とそこから学んだこと

税の知識のない学生から受ける質問や私が出した課題に対する議論や回答について、時々ハッとするものがありました。それは普段税実務に携わっていると当たり前になっていて、疑問に思わなかつ

たことに気が付くためです。私の授業の中で生徒の間で一番盛り上がった（学生の意見が分かれた）テーマは、税率と節税行動の有無についてと相続税が必要かというテーマです。この二つの内容について、見てみましょう。

授業内容を少し紹介すると「所得税は昭和58年まで最高税率93%（合算税率）だったため、例えば個人事業の経営者が11月まで働いて、すでに最高税率に達する所得を得ていたとすると、12月に稼いだ100万円には93万円の税金がかかることになります。そこで12月は働いても手取りが7万円にしかならないなら、休業しようという節税行動をとってもおかしくありません。そこで、平成11年には最高税率を50%まで引き下げたことで、高所得になんでも50%の手取り額が残るならば、節税行動を軽減する効果があると考えられています。同じように相続税は昭和62年まで最高税率75%だったため、土地持ちの一族は三代で土地がなくなると言われており、国のために土地の管理人をしているとも言われていました。

その税率では、遺産額を100万円減額すると75万円の税金が節税できるため、遺産額を減らすために借金をして評価額が低い資産（土地や建物）を取得するという節

税がブームとなり、それがバブル経済の崩壊で資産家が一夜で債務超過になるような状況を招きました。そして相続税の税率も平成15年には最高税率を50%まで引下げて、どんなに高くても半分の財産は残るという税率となりました。このように最高税率を50%まで引き下げる傾向は、先進国における国際的な潮流として起こっていますが、同時に国際的には税制を出来るだけシンプルにしようとすることも行なっているのに対し、日本では減税改正の財源確保のため、特例税制や重課税等を組み合わせて、より複雑な税制にする傾向がある点は国際的な潮流と少し異なる点であると思われます。」と

いうような授業内容に対して、生徒たちの意見としては、「節税行動がゼロに近くなるのは、税率何%まで下げれば良いか?」「税制をシンプルにして、節税行動をゼロにすれば、国税の徴収事務の負担が軽減され、国のコスト削減につながるのではないか」という意見が出てきます。そこで生徒たちが出た結論は、「所得税、相続税、法人税、消費税のすべての税率を20%として、非課税枠を最低限とし、特例税制も極力少なくすることで、税収も確保できるし、節税行動も軽減できる。何よりも国の徴収コストを軽減できる。」というような意見でした。

### (当時の授業で使っていた資料)

改正年	所得税 (合算最高税率)	増減	法人税 (合算実効税率)	増減	相続税 (最高税率)	増減	消費税 (合算税率)	増減	公債残高 (兆円)
昭和58年	93%		52.92%		75%				110
昭和59年	88%	-5%							122
昭和62年	78%	-10%	51.55%	-1.37%					152
昭和63年					70%	-5%			157
平成元年	65%	-13%	51.04%	-0.51%			3%	+3%	161
平成2年			49.98%	-1.06%					166
平成9年							5%	+2%	245
平成10年			46.36%	-3.62%					258
平成11年	50%	-15%	40.87%	-5.49%					295
平成15年					50%	-20%			457
平成19年									541
平成24年			37%	-3.87%					705
平成25年									744
平成26年			34.62%	-2.38%			8%	+3%	774
平成27年	55%	+5%			55%	+5%			805

もう一つの議論は、相続税の廃止と課税方式の見直しについての議論です。授業内容としては、「日本における相続税の課税割合は歴史的に10%未満とされていますが、一部の資産家にとって非常に高い税率で課税される税金であり、さらに相続は一生に1～2回しか経験しないことから、中長期計画で節税手法を屈指して税金を出来るだけ安くしようという行動が発生します。国際的には戦略や政策において、相続税（遺産税）を設けずに国際的な資産家とその財産を誘致しようとしている国もあり、アメリカにおいても2010年の1年間だけ相続税（米国遺産税）を廃止した時期がありました。また相続税の課税方式として「遺産課税方式」と「遺産取得課税方式」があり、アメリカやイギリスでは「遺産課税方式」、ドイツやフランスでは「遺産取得課税方式」が採用されていますが、日本ではそのハイブリッド型の法定相続分課税方式をとっていて、近年では完全な遺産所得課税方式への変更を検討していた時期があります。また、カナダでは相続によって取得した財産のキャピタルゲインに対して譲渡所得税をかける方式を採用していて、相続税に代わる税制として制定されています。」という授業の後に、「相続税は税収の割には

徴収コストがかかると思うので、国の立場に立つと消費税や間接税を上げて相続税を無くす方が国の財政のためには良いし、資産家はお金をいっぱい使うので相続税がなくても消費税で税金をたくさん払ってくれると思う。」という意見が出る一方で「相続税を無くすと資産家の家に生まれた子供は無税で財産を取得できるため、資産格差がどんどん広がってしまい、資産のない人は重い消費税で資産形成ができないため、勤労意欲がなくなる。」という意見が出て、総合的な意見としては「相続税は存在しないと一部の人だけ財産を独占することになる。また、課税方式は現在の課税方式だと被相続人の財産が多いと少ない財産をもらった人にも高い税率で課税されるので、遺産を多く取得した人の税率が高くなる遺産取得課税方式の方が公平に感じる。」という意見でした。

このように、税制に関する歴史や国際的な課税の違いを情報として得ることにより、現在の税制に疑問を抱いたり、将来の日本のためにどのような税制が望ましいのかを自然に学生が議論することがわかりました。このような大学での授業の経験から、もっと若いうちからしっかりした租税教育を行うことにより、税制に関する関心

を自然と高め、納税意識や税の改正に関する見識を持つようになるのではないかと思いました。私の知る限りでは、近年の日本の租税教育は、平成23年税制改正大綱の納税環境整備の一環として、租税教育の必要性が取り上げられ、平成26年の税理士法改正によって、租税教育が税理士会の会則の記載事項になったと認識しています。しかし、もっと根本的な問題として、小中高で授業にあたる学校の先生が租税に関する知識等を有し

ていないことが多い実態から、学校の授業の教科書の中に税の役割や歴史等について、盛り込んでおく必要があると感じています。例えば、歴史（特に世界史）の教科書の中に租税の歴史の項目を設け、租税の変遷とそれにより社会にどのような影響を与えたのかという内容を盛り込むことにより、歴史背景の中で税の役割をしっかりと学ぶことが出来て、税に関する関心を若いうちから養うことが可能になると思われます。

